

山梨県公報

号外第二十号

平成三十一年

三月二十九日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県議会議員一般選挙の執行……………一
- 山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者……………二
- 山梨県議会議員一般選挙において山梨県選挙管理委員会書記が駐在して職務する場所……………三
- 山梨県議会議員一般選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所……………三
- 山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時……………四
- 山梨県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………四
- 山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示するところができる日……………五
- 山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙区……………六
- 山梨県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(十六件)……………六
- 山梨県議会議員一般選挙における選挙区立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時(十六件)……………八

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律(平成三十年法律第百一号)第一条第一項の規定により山梨県議会議員一般選挙を次のとおり執行する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

- 一 選挙の期日 平成三十一年四月七日
- 二 選挙すべき議員の数

| 選挙区 | 議員数 |
|-----------|-----|
| 西八代郡・南巨摩郡 | 三人 |
| 中巨摩郡 | 一人 |
| 南都留郡 | 二人 |
| 甲府市 | 九人 |
| 富士吉田市 | 二人 |
| 都留市・西桂町 | 二人 |
| 山梨市 | 二人 |
| 大月市 | 一人 |
| 韮崎市 | 一人 |
| 南アルプス市 | 三人 |
| 北杜市 | 二人 |
| 甲斐市 | 三人 |
| 笛吹市 | 三人 |
| 上野原市・北都留郡 | 一人 |

| | |
|-----|----|
| 甲州市 | 一人 |
| 中央市 | 一人 |

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会
委員長 中 込 まさゑ

| 選挙区名 | 選挙長 | | 職務代理者 |
|-----------|------------------------|--------|-------------------------------|
| | 住所 | 氏名 | |
| 西八代郡・南巨摩郡 | 山梨県北杜市長坂町長坂上条二千五百十六番地一 | 中村 良二 | 山梨県甲府市住吉三丁目二十四番十三号 井筒 慎太郎 |
| 中巨摩郡 | 山梨県甲斐市竜王新町二千三百四十二番地 | 中込 まさゑ | 山梨県甲斐市宇津谷五千四百二十一番地十五号 廣瀬 充 |
| 南都留郡 | 山梨県甲府市若松町十一番四号 | 鈴木 政孝 | 山梨県甲府市丸の内一丁目一番十一号八〇四号 鈴木 勝 |
| 甲府市 | 山梨県甲府市伊勢三丁目十五番一号 | 志村 文武 | 山梨県甲府市下飯田一丁目一番十五号 三井 和子 |
| 富士吉田市 | 山梨県富士吉田市 | 渡邊 則明 | 山梨県富士吉田市 栞原 達行 |

| | | | | |
|---------|----------------------|-------|----------------------|-------|
| 上野原市・ | 山梨県上野原市大 | 上條 泰治 | 山梨県上野原市上 | 村松 滝夫 |
| 菅吹市 | 山梨県菅吹市一宮町一ノ宮四百四十四番地二 | 竹下 光廣 | 山梨県菅吹市石和町四日市場二千三十一番地 | 川合 久男 |
| 甲斐市 | 山梨県甲斐市境二千二百二十四番地 | 坂本 美夫 | 山梨県甲斐市竜王二千六百五十一番地一 | 雨宮 徳夫 |
| 北杜市 | 山梨県北杜市須玉町穴平二千三百五十二番地 | 坂本 洸二 | 山梨県北杜市高根町箕輪新町七百三十六番地 | 植松 好義 |
| 南アルプス市 | 山梨県南アルプス市桃園七百三十番地一 | 小林 義朗 | 山梨県南アルプス市在家塚四十二番地 | 小野 站弘 |
| 韮崎市 | 山梨県韮崎市本町二丁目十番九号 | 保坂 孝夫 | 山梨県韮崎市下祖母石三百八十番地 | 雨宮 勝己 |
| 大月市 | 山梨県大月市富浜町鳥沢千七百八十五番地 | 山田 幸男 | 山梨県大月市猿橋町殿上五百八十八番地八 | 岡島 一夫 |
| 山梨市 | 山梨県山梨市北五百九十番地 | 宮川 榮 | 山梨県山梨市大野八百四十二番地 | 平澤 尚志 |
| 都留市・西桂町 | 山梨県都留市中央一丁目二番十八号 | 三枝 理悌 | 山梨県都留市四日市場千五十一番地 | 中村 平 |
| | 上吉田五千三百四十八番地の一 | | 大明見四丁目十一番四十七号 | |

| | | | | |
|------|------------------|-------|-------------------|-------|
| 北都留郡 | 野千百九十二番地 | | 野原七百三十六番地四 | |
| 甲州市 | 山梨県甲州市塩山藤木二千三番地一 | 日原 長 | 山梨県甲州市勝沼町勝沼千二十七番地 | 丸山 美春 |
| 中央市 | 山梨県中央市浅利三千百九番地 | 有泉 善博 | 山梨県中央市布施二千百十六番地 | 三井 勝 |

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における市の選挙区（都留市・西桂町選挙区及び上野原市・北都留郡選挙区を含む。）において、山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 選挙区名 | 山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所 |
| 甲州市 | 山梨県甲州市丸の内一丁目十八番一号 甲州市役所本庁舎 |
| 富士吉田市 | 山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会事務所 |
| 都留市・西桂町 | 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所 |
| 山梨市 | 山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館 |
| 大月市 | 山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所 |
| 韮崎市 | 山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所 |

| | |
|-----------|---|
| 南アルプス市 | 山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所 |
| 北杜市 | 山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所 |
| 甲斐市 | 山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所本館 |
| 笛吹市 | 山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館（ただし、平成三十一年三月三十日から平成三十一年四月六日までは、市役所市民窓口館一階一〇一会議室とする。） |
| 上野原市・北都留郡 | 山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所 |
| 甲州市 | 山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所 |
| 中央市 | 山梨県中央市白井阿原三百一番地一 中央市役所田富庁舎 |

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙において、候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

| | |
|--|--|
| 届出事項等 | 受付場所 |
| 選挙事務所設置（異動）届 出納責任者選任（異動）届 選挙運動事務員等の届 選挙運動用ビラの届 選挙運動の公費負担の届 | 郡の選挙区にあつては、山梨県選挙管理委員会事務局 市の選挙区（都留市・西桂町選挙区及び上野原市・北都留郡選挙区を含む。）にあつては、当該市の市役所（ただし、富士吉田市にあつては、富士吉田市選挙管理委員会事務所） |

選挙運動に関する収支報告書

山梨県選挙管理委員会事務局

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場
所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

| 選挙区名 | 場 所 | 日 時 |
|-----------|---|-----------------------|
| 西八代郡・南巨摩郡 | 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁 | 平成三十一年四月九日 午前九時三十分 |
| 中巨摩郡 | 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁 | 平成三十一年四月九日 午前十時 |
| 南都留郡 | 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁 | 平成三十一年四月九日 午前十時三十分 |
| 甲府市 | 山梨県甲府市青沼三丁目五番四十四号 甲府市総合市民会館 | 平成三十一年四月七日 午後九時 |
| 富士吉田市 | 山梨県富士吉田市新町四丁目十二番二十七号 富士吉田市立下吉田中学校屋内運動場 | 平成三十一年四月七日 午後九時 |
| 都留市・西桂町 | 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所 | 平成三十一年四月八日 午前十時 |
| 山梨市 | 山梨県山梨市上石森七百一番地 山梨市民総合体育館 | 平成三十一年四月七日 午後九時 |

| | | |
|-----------|-----------------------------------|-----------------------|
| 大月市 | 山梨県大月市大月二丁目七番四十三号 大月市立大月東小学校屋内運動場 | 平成三十一年四月七日 午後九時十五分 |
| 韮崎市 | 山梨県韮崎市本町四丁目九番二号 韮崎市営総合運動場体育館 | 平成三十一年四月七日 午後九時十分 |
| 南アルプス市 | 山梨県南アルプス市桃園千五百一番地四 南アルプス市櫛形総合体育館 | 平成三十一年四月七日 午後九時 |
| 北杜市 | 山梨県北杜市高根町村山北割千百十一番地 北杜市高根体育館 | 平成三十一年四月七日 午後九時十五分 |
| 甲斐市 | 山梨県甲斐市篠原二千七百二十八番地二十 甲斐市竜王武道館 | 平成三十一年四月七日 午後九時 |
| 笛吹市 | 山梨県笛吹市八代町南四百五十七番地 笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館 | 平成三十一年四月七日 午後九時 |
| 上野原市・北都留郡 | 山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所 | 平成三十一年四月八日 午前十時 |
| 甲州市 | 山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所 | 平成三十一年四月七日 午後九時十五分 |
| 中央市 | 山梨県中央市白井阿原千七百四十番地八十 中央市立田富市民体育館 | 平成三十一年四月七日 午後九時 |

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における選挙公報の発行について、山梨県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成三十年条例第二号）第四条第二項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

| 選挙区名 | 日 時 | 場 所 |
|-----------|-------------------------|--|
| 西八代郡・南巨摩郡 | 平成三十一年三月二十九日 午後六時 | 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二 山梨県南巨摩合同庁舎三階大会議室 |
| 中巨摩郡 | 平成三十一年三月二十九日 午後六時 | 山梨県中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場別棟会議室 |
| 南都留郡 | 平成三十一年三月二十九日 午後六時 | 山梨県都留市田原三丁目三番三号 山梨県南都留合同庁舎三階大会議室 |
| 甲府市 | 平成三十一年三月二十九日 午後五時二十分 | 山梨県甲府市丸の内二丁目十八番一号 甲府市選挙管理委員会事務局本庁舎四階 |
| 富士吉田市 | 平成三十一年三月二十九日 午後六時 | 山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会事務局 所会議室 |
| 都留市・西桂町 | 平成三十一年三月二十九日 午後五時三十分 | 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所三階大会議室 |
| 山梨市 | 平成三十一年三月二十九日 午後六時 | 山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館 |
| 大月市 | 平成三十一年三月二十九日 午後六時 | 山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所本庁舎三階委員会室 |
| 韮崎市 | 平成三十一年三月二十九日 | 山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎 |

| | | |
|-----------|--------------------------|--|
| 南アルプス市 | 平成三十一年三月二十九日 午後五時三十分 | 山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所新館地階第一会議室 |
| 北杜市 | 平成三十一年三月二十九日 午後五時三十分 | 山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所東館選挙管理委員会 室 |
| 甲斐市 | 平成三十一年三月二十九日 午後五時三十分 | 山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所本館三階大会議室 |
| 笛吹市 | 平成三十一年三月二十九日 午後六時 | 山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館二〇一会議室 |
| 上野原市・北都留郡 | 平成三十一年三月二十九日 午後五時四十五分 | 山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所二階庁議室 |
| 甲州市 | 平成三十一年三月二十九日 午後五時三十分 | 山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所本庁舎二階第一会議室 |
| 中央市 | 平成三十一年三月二十九日 午後六時 | 山梨県中央市白井阿原三百一番地一 中央市役所田富庁舎一階東一会議室 |

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

ポスターを掲示することができる日 平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙において、次の選挙区の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

甲府市選挙区

富士吉田市選挙区

山梨市選挙区

大月市選挙区

韭崎市選挙区

南アルプス市選挙区

北杜市選挙区

甲斐市選挙区

笛吹市選挙区

甲州市選挙区

中央市選挙区

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡・南巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区

選挙長 中 村 良 二

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

(ただし、平成三十一年三月二十九日、午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二 山梨県南巨摩合同庁舎とする。)

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 中 込 まさゑ

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
(ただし、平成三十一年三月二十九日、午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨県中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場とする。)

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 鈴木 政 孝

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

(ただし、平成三十一年三月二十九日、午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨県都留市田原三丁目三番三号 山梨県南都留合同庁舎とする。)

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 志 村 文 武

山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所本庁舎

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 渡 邊 則 明

山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会事務所

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区
選挙長 三枝理悌

山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区
選挙長 宮川 榮

山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区
選挙長 山田 幸男

山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区
選挙長 坂 孝夫

山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

山梨県公報号外 第二十号 平成三十一年三月二十九日

選挙長 小林 義朗

山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区
選挙長 坂本 洸二

山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区
選挙長 坂本 美夫

山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所本館

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区
選挙長 竹下 光廣

山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区
選挙長 上條 泰治

山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選挙長 日原 長
山梨県甲州市塩山上於菅千八十五番地一 甲州市役所

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選挙長 有泉 善博
山梨県中央市白井阿原三百一番地一 中央市役所田富庁舎

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡・南巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時二十分
選挙長 中村 良二

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 中込 まさゑ
一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時四十分

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 鈴木 政孝
一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
二 日時 平成三十一年四月四日 午後六時

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 志村 文武
一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所本庁舎
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時二十分

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

一 場所 山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会
事務所
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

一 場所 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所
選挙長 三 枝 理 悌
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

一 場所 山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館
選挙長 宮 川 榮
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

一 場所 山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区

一 場所 山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所
選挙長 保 坂 孝 夫
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

一 場所 山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所
選挙長 小 林 義 朗
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区

選挙長 坂 本 洸 二

一 場所 山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区

選挙長 坂本美夫

一 場所 山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所本館
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区

選挙長 竹下光廣

一 場所 山梨県笛吹市石和町市部八百九番地一 笛吹市役所市民窓口館
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区

選挙長 上條泰治

一 場所 山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選挙長 日原長

一 場所 山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選挙長 有泉善博

一 場所 山梨県中央市白井阿原三百一番地一 中央市役所田富庁舎
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分